平成２７年（フ）第９９０１号
東京都中央区日本橋馬喰町１丁目14－７－802
債務者　富山　琢己
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９０３号
東京都江戸川区南小岩２丁目６－21
債務者　高木　専次
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９０５号
東京都品川区中延２丁目10－２－202
債務者　小野寺　公
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９０６号
東京都品川区中延２丁目10－２－202
債務者　小野寺順子（旧姓橋本・笠川）
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９０９号
東京都世田谷区池尻４丁目30－８－101
債務者　畠山　信一
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９１０号
東京都練馬区貫井４丁目10－21－203
債務者　中島　信濃
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９１１号
東京都世田谷区羽根木１丁目25－９－201
債務者　越後　由貴（旧姓丸田）
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９１２号
埼玉県さいたま市桜区大字白鍬６－３
債務者　二上ゆみ子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９１３号
東京都江戸川区興宮町28－27　第２五月荘101
債務者　宮穂　利晴
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８２６号
神奈川県大和市鶴間１丁目31番30号　鶴間ＦＬＡＴＳ308号
債務者　町田　　誠
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９９６号
横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目５番４－506号
債務者　梶原　康子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９９７号
横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目５番４－506号
債務者　梶原　敏博
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２００３号
神奈川県大和市代官２丁目16番地14　第２代官サニーハイツ106号
債務者　福島　　仁
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０２号
静岡市清水区駒越中１丁目９番34号　ルーマＡ101、旧住所静岡市清水区三保2059番地の２
債務者　滝　　涼子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９５号
釧路市貝塚２丁目６番44号
債務者　菊地　裕希
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月25日午前９時30分
釧路地方裁判所